

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	訪問看護	早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算と緊急時訪問看護加算	訪問看護の早朝・夜間・深夜加算について、緊急時訪問では2回目以降の緊急時訪問の場合に算定できるものであるところ、1回目の緊急時訪問の場合で算定していたため、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。	揖斐県事務所
2	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)通所リハビリテーション計画の作成等	(介護予防)通所リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明した日付の記載はあるが、利用者の同意を得た証跡が認められなかったため、利用者の同意を得た証跡を残すこと。	揖斐県事務所
3	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所生活介護計画の作成	(介護予防)短期入所生活介護計画の内容について、利用者の家族の同意の証跡は見られたが、利用者の同意を得た証跡が認められなかったため、利用者の同意を得た証跡を残すこと。	揖斐県事務所
4	介護老人福祉施設	設備	医務室が医療法に規定する診療所となっていないので速やかに保健所と調整のうえ、診療所開設許可申請を行い、許可を得て、開設届の提出を行うこと。	揖斐県事務所
5	介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画の原案の内容について、入所者の家族の同意は文書で得ていたが、入所者の文書による同意が得られていなかったため、入所者の同意を文書により得ること。	揖斐県事務所
6	介護老人福祉施設	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書において、施設の概要欄に記載の管理者の氏名と、苦情相談窓口担当者欄に記載の管理者の氏名に記載の不整合が認められたため、整合を図ること。	揖斐県事務所
7	介護老人保健施設	サービスの提供の記録	入所に際しては入所の年月日並びに入所している施設の種別及び名称を入所者の被保険者証に記載しなければならないが、記載されていなかったため記載すること。	揖斐県事務所
8	介護老人保健施設	管理者による管理	管理者が、介護老人保健施設と同一敷地内にない施設での職務の従事の実態があったため、直ちに解消すること。	揖斐県事務所
9	介護老人保健施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画の原案の内容について、入所者の文書による同意が得られていなかった事例が認められたため、入所者の同意を文書により得ること。	揖斐県事務所
10	介護老人保健施設	看護及び医学的管理の下における介護	入所者に対して介護職員等が喀痰吸引等を行う場合には、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者として登録を受け、一定の研修を受けた介護職員等が行う必要があるが、当該登録を受けていないにもかかわらず、介護職員が喀痰吸引等を行っていたため、速やかに措置を講ずること。	揖斐県事務所